

宮崎県公報

平成28年5月16日(月曜日) 第 2794 号

発 行 禬

印 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

百

○生活保護法に基づく医療機関の指定………(福祉保健課) 1

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(″)1

○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出(福祉保健課) 1

○救急病院の認定…………(医療薬務課) 1

○耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定……(農村整備課) 2

○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) … (商工政策課) 2

○十地改良区の役員の就退任の届出………(農村整備課)3

宮崎県告示第 358号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
糸井医院	児湯郡川南町平田1888 番地	平成28年4月1日
やまぐち脳神経外 科	児湯郡高鍋町大字北高 鍋4764番地 5	平成28年4月1日
石井皮膚科	延岡市卸本町 2 - 19	平成28年4月21日
なないろ薬局 出北	延岡市卸本町2番地21	平成28年4月1日
とまと薬局 都城店	都城市南鷹尾町24街区 3号	平成28年4月1日
訪問看護 優	児湯郡新富町大字上富 田3805番地	平成28年2月1日

宮崎県告示第 359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定によ り、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
糸井医院	児湯郡川南町平田1888 番地	平成28年3月31日
医療法人聡明会 あさお歯科	北諸県郡三股町大字樺 山4523番地1	平成28年 3 月31日
やまぐち脳神経外 科	児湯郡高鍋町大字北高 鍋4764番地 5	平成28年 3 月31日

宮崎県告示第 360号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定によ り、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人高悠会	児湯郡高鍋町大字北高 鍋 154番地 1	平成28年3月31日

宮崎県告示第 361号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
医療法人久 九州病院	康会平田東	延岡市伊形町	4791	

2 救急病院等の認定の有効期間 平成28年5月12日から平成31年5月11日まで

宮崎県公報

宮崎県告示第 362号

土地改良法施行法(昭和24年法律第 196号)第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治42年法律第30号)第73条第4項の規定により、吉野耕地整理組合(宮崎市)の組合長臨時代理者を次のとおり指定した。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏			名	住	所
Щ	越	章	嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1	

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス都北店

都城市都北町3543番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) エル都北店

(変更後) ダイレックス都北店

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝 大分県大分市東春日町13番11号

有限会社肉のながやま 代表取締役 永山省市 都城市梅北町4212番地の2号

有限会社岩木鮮魚 代表取締役 岩木善仁 延岡市稲葉崎町二丁目 133番地

株式会社宮崎竹田青果 代表取締役 恒益康

宮崎市新別府町雀田1185番地

東洋食品株式会社 代表取締役 岡野正則 福岡県北九州市門司区黄金町6番28号

有限会社ジャスト大分 代表取締役 井上正勝 大分県中津市大字田尻1046番地の1号

エーケーエム株式会社 代表取締役 井手秀治郎

宮崎郡田野町字西平甲 10536番地の1号 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

平成28年5月26日

5 変更する理由

テナント入替のため

6 届出年月日

平成28年 4 月25日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年5月16日から平成28年9月16日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年5月16日から平成28年9月16日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス都北店

都城市都北町3543番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,999m³

(変更後) 2,092m³

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

 (変更前) 店舗敷地西側 (第一駐車場)
 49台

 建物敷地外西側 (第二駐車場)
 100台

 合計
 149台

 (変更後) 店舗敷地西側 (第一駐車場)
 42台

 建物敷地外西側 (第二駐車場)
 107台

 合計
 149台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)店舗北側(第一駐輪場) 70台

(変更後)店舗北側(第一駐輪場) 40台

店舗西側(第二駐輪場) 30台

合計 70台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)店舗東側(荷さばき施設1) 132m

(変更後)店舗東側(荷さばき施設1) 132㎡

店舗西側(荷さばき施設2) 50㎡

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午前 0 時 (変更後) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午前0時30分まで(第一及び 第二駐車場)

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで(第一駐車場)

午前8時30分から午後10時まで(第二駐車場)

- ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)午前6時から午後6時まで (変更後)午前6時から午後10時まで
- 4 変更する年月日
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成28年12月26日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成28年5月26日
- 5 変更する理由

テナント入替のため

6 届出年月日

平成28年4月25日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年5月16日から平成28年9月16日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年5月16日から平成28年9月16日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、梶山土地改良区(三股町)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成28年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	鈴	木	治	明	三股町大字長田2980番地 1
理	事	溝	П	良	信	三股町大字長田3378番地
理	事	満	来	和	秋	三股町大字長田3343番地
理	事	嘉	藤		敏糸	三股町大字長田2899番地
理	事	鈴	木		誠	三股町大字長田2913番地
理	事	坂	元	信	治	三股町大字長田2867番地 1
理	事	下	石	康	博	三股町大字樺山1180番地 4
理	事	釘	元	久	義	三股町大字長田 218番地
監	事	茨	木		健	三股町大字長田2923番地
監	事	竹ノ	'内	德	夫	三股町大字長田1151番地
監	事	小	牧	俊	康	三股町大字樺山3920番地 4

(任期:平成30年4月20日まで)

2 退任した役員

役 名	7		氏	名		住 所
理事	į.	鈴	木	治	明	三股町大字長田2980番地 1
理事	Į.	満	来	秀	利	三股町大字長田3616番地 1
理事	Þ	鈴	木		誠	三股町大字長田2913番地
理事	Į.	嘉	藤		敏糸	三股町大字長田2899番地
理事	F	溝		良	信	三股町大字長田3378番地
理事	Į.	坂	元	信	治	三股町大字長田2867番地 1
理事	F	下	石	康	博	三股町大字樺山1180番地 4
理事	Į.	釘	元	信	_	三股町大字長田 215番地 1
監事	F	新	納	長心	欠郎	三股町大字長田2914番地
監事	ji.	竹ノ	/ 内	德	夫	三股町大字長田1151番地
監事	F	小	牧	光	秋	三股町大字蓼池1301番地イ

平成 28 年 5 月 16 日 (月曜日) 第 2794 号	宮崎	県 2	全報	